

標題:

ベリーズ籍船及びパナマ籍船の非常脱出用呼吸具
(EEBD)の特別要件について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0460

発行日 2002 年 5 月 25 日

各位

今般、ベリーズ政府及びパナマ政府から、非常脱出用呼吸具の特別要件について通知がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

ベリーズ政府

1. 機関区域には、少なくとも、当直する乗組員の人数分を備えること。
2. 無人となる機関室には、少なくとも、2 組備えること。
3. 居住区用の予備に加え、機関区域用に 1 組の予備を備えること。

パナマ政府

1. 機関区域においては、通常業務に従事する乗組員の人数分を備えること。ただし、6 組を超える必要はない。
2. 居住区域(船橋、火災制御室及び貯蔵庫)には、少なくとも、2 組の予備を備えること。SOLAS 要件にかかわらず、これは現存船にも適用すること。

なお、本件に関し、ご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会(ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

* * * * *

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。